

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（土木局）、財政援助団体監査（学校法人関西学院）、出資団体監査（公益財団法人西宮スポーツセンター）及び指定管理者監査（一般社団法人山東自然の家）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和2年7月6日

| | |
|---------|-------|
| 西宮市監査委員 | 石原俊彦 |
| 同 | 佐竹令次 |
| 同 | 大川原成彦 |

| 措置を講じた部局又は団体 | 監査結果報告日 | 監査結果公表日 | 措置通知受理日 |
|----------------------|------------|------------|-----------|
| 土木局 | 令和元年11月21日 | 令和元年11月22日 | 令和2年4月15日 |
| 学校法人関西学院 | 令和元年11月21日 | 令和元年11月22日 | 令和2年5月29日 |
| 公益財団法人 西宮スポーツセンター | 令和元年11月21日 | 令和元年11月22日 | 令和2年5月29日 |
| 一般社団法人 山東自然の家 | 令和元年11月21日 | 令和元年11月22日 | 令和2年5月28日 |
| 措置の内容 | 別紙のとおり | | |



西子総発第17号
令和2年5月29日

| | | | |
|---------|----|----|---|
| 西宮市監査委員 | 佐竹 | 令次 | 様 |
| 同 | 石橋 | 正紀 | 様 |
| 同 | 大原 | 智 | 様 |
| 同 | 菅野 | 雅一 | 様 |

西宮市長 石井 登志郎



監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知
します。

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | こども支援局 |
| 2 監査結果報告名 | 財政援助団体監査結果報告 (学校法人 関西学院) |
| 3 監査結果提出日 | 令和元年11月21日報告監第14号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

財政援助団体監査報告書に基づき講じた措置
(令和元年11月21日報告監第14号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 P14-6

4 事務処理等の状況

補助金交付申請書など関係書類を調査したところ、法人においてはセンター事業補助金及び利用者支援事業補助金の補助対象経費を明確に区分するなど、適切に処理していましたが、次のような状況が見られました。市においては、実績報告書等の審査を適切に行い、補助効果を十分に検証するなど、適正な事務処理に努めてください。

- ① 市から法人に対する補助金確定通知書の送付が遅れたことにより、下半期分の補助金請求書がセンター事業補助金交付要綱及び利用者支援事業補助金交付要綱に定める期限までに提出されていませんでした。要綱と実態に齟齬が生じないように処理方法を検討してください。(センター事業補助金、利用者支援事業補助金)
- ② 実績報告書に添付の実施事業内容報告書において、開催日の記載誤りや、実施内容・回数・対象者数等の記載漏れが見られました。(センター事業補助金)
- ③ 専任職員の要件として、研修の修了や実務経験年数を利用者支援事業補助金交付要綱で定めていますが、市は補助金の交付決定にあたり要件を満たしているか確認していませんでした。(利用者支援事業補助金)
- ④ 補助金の交付決定及び額の確定が、西宮市処務規則で定める専決区分で処理されていませんでした。(利用者支援事業補助金)

(講じた措置)

- ① 補助金請求書が両要綱に定める期限までに提出されていなかった件については、実態に即した形に要綱を改正し、改善を図りました。
- ② 実績報告書に添付の実施事業内容報告書において、開催日の記載誤りや、実施内容・回数・対象者数等の記載漏れが見られた件については、報告書等の提出資料の確認を行うなどし、改善を図りました。
- ③ 補助金の交付決定にあたり専任職員の要件を満たしているか確認していなかった件については、要綱の改正を行い、要件の確認を行うなどし、改善を図りました。
- ④ 補助金の交付決定及び額の確定が、西宮市処務規則で定める専決区分で処理されていなかった件については、規則で定める専決区分で処理を行いました。

5 むすび

近年子育てひろばの認知が進み、幼い子どもと一緒に出掛けられる場があるということが周知されてきましたが、子育てがしやすい環境に向けては多くの課題があります。子どもセンターは、今後とも、利用者数といった量的な要素のみでなく、利用者へのサービスの質的保証の実現に努めてください。また、子育てひろばを利用できずにいる親子や、子育てひろばを利用しているにもかかわらず孤立感や疎外感を感じている親子にも目を向け、日常の支援に繋げていくよう努めてください。

(講じた措置)

利用者へのサービスの質的保証の実現については、これまでと同様に、さぼさぼ運営委員である教員の専門分野（福祉、相談援助、子育て支援）からの助言を常に受けながら実践を行うことと、中長期的な人事計画に基づく安定した職員体制を維持することにより、その実現に努めております。

子育てひろばを利用できずにいる親子や、子育てひろばを利用しているにもかかわらず孤立感や疎外感を感じている親子にも目を向け、日常の支援に繋げていくことについては、地域子育て支援事業・利用者支援事業におけるアウトリーチを含めた地域支援の更なる充実と、関係機関との連携を強化するとともに、利用している親子全体への目配り、声掛けやニーズの把握についても更なる充実を図っております。